

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活できるよう 地域に密着したサービスが始まります！

高齢者のみなさんに住みなれた地域での生活を継続していただくため、市町村またはもっと身近な地域単位で「地域密着型サービス」が導入されます。今後、サービス提供拠点の整備を進めていきます。原則として、市民のみが利用できるサービスになります。

サービス内容の一例

夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回や通報により訪問し、入浴・食事等の介護を行ないます。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に利用者の選択に応じて「泊り」や「訪問」を組み合わせたサービスが提供されます。

地域包括支援センター

新たに『地域包括支援センター』を設置します！

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、様々な支援を行なう地域の中核機関として、本市では、地域包括支援センターを4月から3か所設置します。

設置場所 市役所内・ふくふくらいず（元町）内・梓川支所内
（平成20年度には、8か所への拡大を予定）

支援内容 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門の職員を配置し、皆さんの住みなれた地域での生活を支援します。

なお、これに伴い在宅介護支援センターは廃止することとなりますが、4月以降のご相談は、地域包括支援センターのほか、従来どおり「介護110番」（TEL39 1165）、高齢福祉課等でお受けします。地域包括支援センターの連絡先等、詳しいことは、広報まつもと4月1日号でお知らせします。

具体的な業務

総合相談支援

高齢者の皆さんやその家族などから様々な相談を受け付けます。

権利擁護

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による被害の防止、成年後見人制度の活用などにより、高齢者のみなさんの権利を擁護します。

介護予防ケアマネジメント

要介護認定において要支援1・2と判定された方（介護予防サービス対象者）や介護が必要になるおそれのある方（介護予防事業対象者）の「ケアプラン」の作成を行ない、一定期間後に効果を評価します。

包括的・継続的ケアマネジメント

介護に携わる方々（例えば、担当するケアマネジャーさん）への支援・助言や、医療機関などとの調整を行ないます。

介護保険料

65歳以上の方の介護保険料の決め方と納め方が変更になります！

所得の低い方への保険料の軽減を図るため、これまでの第2段階を2つに区分し、保険料段階が5段階から6段階へと変更となり、低所得者へ配慮した段階設定となります。

遺族年金や障害年金からも保険料の天引きが可能となり、納付がより便利になります。

平成18年度から3年間の保険料額を設定します。松本市の平成18年～20年度の保険料額については、広報まつもと4月1日号にてお知らせします。

4月から

介護保険制度が変わります

少子高齢化が進む中、平成26年にはベビーブーム世代が高齢期に達するため、高齢者数はさらに増え、高齢者像も多様化していくものと予想されています。高齢者の方々が、その人らしく暮らしていくことができる「尊厳を支えるケア」をめざし、制度改正が行なわれることになりました。

「明るく活力ある超高齢社会の構築」に向け、高齢者の方々ができる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう「予防重視型システム」への転換が図られます。

介護予防

平成18年4月以降、「要支援1」「要支援2」と認定される方々を対象とした介護予防サービスが始まります！

心身の状態がこれまでと変わらなくても、現在の「要支援」は「要支援1」に、「要介護1」のうち状態の維持向上の可能性がある方は「要支援2」に、そうでない方は「要介護1」に、認定がわかれます。

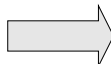
【現在】

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1
要支援



【平成18年4月から】

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1
要支援2
要支援1



要介護1～5と認定された方は介護サービスが利用できます

要介護認定で非該当（自立）と認定された方

要支援1・2と認定された方は、サービスの内容が変わります

介護予防事業の中のサービスを利用できます



介護予防サービス（介護保険の中のサービスです）

歩行や家事など毎日の生活における活動をするための心と体の状態が、これ以上悪くなることを防ぎ、維持向上を目的とするサービスです。

例えば、通所介護（デイサービス）では、従来のサービスに加え、ご本人の同意のもと、歩行に必要な筋力をつけたり転倒を予防するための「運動器の機能向上」や、栄養バランスのとれた食事をとるための「栄養改善」、しっかり噛んだり飲み込んだりするための「口腔機能の向上」など「予防」を重視したものを選んで受けることができます。訪問介護（ホームヘルプ）は、ホームヘルパーが今までと同じようにご自宅に訪問しますが、「自分でできることは自分で行なう」ことが基本になります。

介護予防サービスの流れ

地域包括支援センターの保健師などが自宅を訪問して、ご本人の心理状況やお体の状況をうかがいます。おうかがいした様子をもとに、維持向上を目指したケアプランが作成されます。ケアプランに基づいたサービスが利用できます。地域包括支援センターで効果を評価します。



介護予防サービスの流れ

地域支援事業は、要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進し、地域において自立した日常生活を営むことができることを目的に、松本市が実施する事業です。その中で、要支援・要介護状態となるおそれが高い人を対象に、介護予防事業を実施します。



介護予防事業の流れ

健診や保健師などの訪問等により対象者を把握します。市町村が介護予防事業の対象者を選定します。地域包括支援センターの保健師がご本人と相談しながらケアプランを作成します。ケアプランに基づいた介護予防事業の中のサービスが利用できます（例えば、介護予防教室、閉じこもり予防教室へ参加する等）。地域包括支援センターで効果を評価します。